

7月 は「空の安全月間」です

離 島 港 湾 部

港湾局では、平成 27 年 7 月 26 日に東京都調布飛行場近くの住宅地で発生した小型航空機墜落事故を受け、7 月を「空の安全月間」と定め、都営空港を管理運営するに当たっての安全意識の徹底を図るとともに、事故の風化防止の取組を行っています。

1 東京都調布飛行場について

調布飛行場は、平成 4 年に都が国から管理を引き継ぎ、場外離着陸場として運営してきました。その後、平成 9 年に三鷹市、府中市、調布市の各市との間で飛行場の受入条件などをまとめた協定を締結し、平成 13 年に正式飛行場としての運用を開始しました。現在は、大島、新島、神津島、三宅島の離島航空路の運行の拠点等として重要な役割を果たしています。



2 平成 27 年墜落事故について

平成 27 年 7 月 26 日の 10 時 58 分、調布飛行場を離陸した小型航空機が飛行場近くの住宅地に墜落しました。パイロットと同乗者だけでなく、住民の方 1 名を含めた 3 名が亡くなりました。また、墜落現場周辺の家屋にも、全焼 2 棟、大規模半壊 1 棟、一部損傷 9 棟と、甚大な被害を及ぼしました。



この事故を受け、都は、「被害者支援制度の創設」「飛行場管理運営の更なる適正化」「安全対策の強化に向けた取組」「自家用機分散移転の更なる推進」など、様々な取組を講じてきました。

3 風化防止の取組について

飛行場の運営は地元の理解・協力の上に成り立っています。地元の信頼を失することなく、安全で親しまれる飛行場であり続けるためには、平成27年の墜落事故を忘れることなく、「安全はすべてに優先する」という意識を持って飛行場の管理運営をする必要があります。そこで、平成27年墜落事故の風化を防止するため、7月に、港湾局全職員による以下の2つの取組を実施します。

- (1) 風化防止対策研修（悉皆）の実施
- (2) 7月26日事故発生時刻（午前10時58分）の黙とう

事故を思い返し、事故の被害者の方への哀悼の意を表するとともに、ご自身の業務を『安全』という視点で見直す機会としてください。



安全の誓い

平成27年に発生した小型飛行機墜落事故を教訓に、我々は、安全運航への強い意志を持ち続け、空港及び周辺地域の安全確保に努めて参ります。

事故の風化防止と、安全運航を誓う、「安全の誓い碑」を調布飛行場内に設置しました。

7月26日 航空機事故被害者への弔意表明実施

離島港湾部管理課

平成27年7月26日に東京都調布飛行場近くの住宅地で発生した小型航空機墜落事故を受け、事故発生時刻である10時58分に飛行場関係者が調布飛行場で弔意表明を行ったほか、港湾局全職員が各職場にて黙とうを捧げました。

調布飛行場では、片寄技監をはじめとした局職員、航空事業者、自家用機団体が出席し、「安全の誓い」の碑の前で献花及び黙とうを行いました。

この後、事故被害に遭われた方への弔意と、安全運営に対する決意を表明しました。

各職場においても、事故被害者の方へ哀悼の意を表するとともに、業務を「安全」という視点で見直す機会としました。



調布飛行場及び各職場での黙とうの様子

～片寄技監挨拶～

8年前の平成27年7月26日、調布飛行場を離陸した航空機が、離陸直後に住宅地に墜落し、住民の方にも死傷者が出る重大な事故が発生いたしました。

亡くなられた方のご家族や怪我をされた方、家屋の被害を受けられた方に心よりお見舞い申し上げ、ここに謹んで哀悼の意を捧げます。



挨拶する片寄技監



「安全の誓い」の碑への献花

都では、事故の反省を受けて、飛行場における管理運営の更なる適正化を図るとともに、安全対策の強化に取り組んでいるところでございます。また、この度、事故の記憶を風化させることなく、一層の安全意識を醸成するため、「調布飛行場 安全の誓い」の碑を設置いたしました。

今後も、安全管理の重要性について、港湾局の全職員、調布飛行場に関わる人が改めて認識し、事故のない飛行場運営に取り組んでいくことを誓いまして、ご挨拶に代えさせていただきます。